

報 告 書

令和8年2月18日

八幡浜市上下水道使用料等検討委員会

令和8年2月18日

八幡浜市長 大城 一郎 様

八幡浜市上下水道使用料等検討委員会

会長 木下 恵



八幡浜市上下水道使用料等の改定について(報告)

令和7年10月9日に意見を求められた標記の件について、本委員会において慎重に審議を進めた結果、健全な事業経営及び受益者負担の観点から、使用料等の改定を実施する必要があるとの結論を得ましたので、総意をもって別紙のとおり報告します。

市民生活や経済活動を支える重要なライフラインである上下水道は、事業を開始して以降、経年による施設の老朽化対策や大規模地震に備えた耐震化対策など、多額の改築更新費用が必要となっている。

更に人口減少や企業の減少等による料金収入の落ち込みに加え、物価高騰による維持管理費用の増加もあり、上下水道事業は、経営努力だけでは改善できない厳しい状況となっている。

今後の水道事業投資計画では、配水池や配水管の更新（耐震化）などを進めていくため、建設改良費として算定期間の5年間で13.3億円（年平均で2.6億円）を見込んでいるが、加えて耐用年数を迎える多くの老朽化施設が増大し、現在の料金体系ではそれに見合った収入を見込むことが難しい。

下水道事業の汚水処理費は、算定期間の5年間で12.2億円の財源不足が見込まれており、その補填に要する多額の一般会計繰入金は、当市の財政を逼迫させる要因の一つとなっている。

このような現状を踏まえ、将来の事業収支予測を基に、今後の事業経営における経費削減や増収に向けた経営改善への取組み及び県内他市町の状況など、経営に関する各種資料をもとに説明を受け、適正な事業経営と料金のあり方について、質疑、意見交換を行い、合理性、妥当性並びに公平性の観点から慎重に議論を重ねた結果を、次のとおり報告する。

1 水道料金・下水道使用料の改定について

(1) 水道料金の改定率について

水道事業は企業会計であり、給水にかかる費用は水道料金で賄うことが原則である。現行の水道料金では、令和8年度以降において単年度赤字が予想され、今後も必要である施設整備や維持管理に加え、将来予想される巨大地震に備えるための耐震化等の更新費用としての財源確保が難しいことから、早期に経営の健全化を図る必要がある。

改定率は、8%、12%、15%の3案が提示されたが、事業経営において安定した財源を確保する観点と現在の社会情勢等を考慮し、12%が適当である。

(2) 下水道使用料の改定率について

公共下水道事業は、「受益者負担の原則」に基づき、雨水処理等の公費負担分を除いた汚水処理経費について、適正な使用料を設定する必要がある。

しかし、令和6年度末現在の経費回収率は70.5%に留まっており、不足する財源を一般会計からの繰入金で補填している状況にある。今後は、使用料収入の減少に加え、施設改築更新費用等の増大により、回収率のさらなる低下が予想されることから、経営戦略に基づく繰入金の抑制と安定したサービスの提供を両立させるため、使用料を改定し、経営の健全化を図る必要がある。

改定率は、目標とする経費回収率に応じて11.6%、16.6%、24.0%、66.7%の4案が提示されたが、県内他市町の状況や社会情勢を総合的に勘案し、算定期間（5年間）の平均経費回収率70%を維持する16.6%が適当である。

(3) 料金体系のあり方について

上下水道使用料等は、経営を円滑に運営するための根幹を成すものであり、その料金体系のあり方については、受益と負担の適正化や社会経済情勢への対応など、多角的な観点から決定されるべきである。

当市では、使用水量に応じて単価が高くなる「逓増型従量料金制度」を採用しているが、市民負担の公平性を確保する観点から、今回の改定においても、現行の「基本料金」と「超過料金」による二部制、および逓増性を維持することが適当である。

また、下水道事業は、多額の固定資産を抱える装置産業であるため、少子高齢化の進行により基本水量内の使用者の占める割合が増加している現状を鑑みると、固定費を確実に回収するための「基本使用料」に一定の比重をおいた使用料体系へと段階的に移行していく必要がある。

2 料金の改定時期及び算定期間について

(1) 料金の改定時期

物価高騰等により、市民生活は厳しい状況にあり、適切な周知期間をおいて改定することが適当である。

(2) 料金の算定期間

算定期間については、上下水道使用料等は日常生活に密接した公共料金であることから、一定期間における事業経営に必要な経費を適正に把握する必要があるため、令和8年度から令和12年度まで

の5年間とする。

また、今後の見直しについても、当市の実情を考慮し、上下水道事業の進捗に合わせた財政計画のもと、持続可能な事業経営を維持するため、3年から5年毎に見直すことが望ましい。

3 附帯意見

(1) 経営の健全化について

物価高騰が続く中での改定は、使用者に対し新たな負担を強いることとなる。上下水道事業者においては、今回の改定を機に、更なる経営の合理化や事務の効率化等に取り組み、一層の経営健全化に努められたい。

(2) 市民への周知について

上下水道使用料等の改定は、市民生活に直結するものである。上下水道事業を円滑に推進するためには、上下水道の役割や、事業の財源が料金収入や税金によって賄われている実情等について、広報誌やホームページ等を活用し積極的に情報を公開し、市民の理解と協力が得られるように努められたい。

上下水道事業は、安全で安心な水を安定的に供給すること、ならびに日常生活等から排出される汚水を収集・浄化し、市民の衛生的で快適な生活環境や公共用水域の水環境を保全することを使命としている。

今後の社会経済情勢の変化に伴い、上下水道には、地域の持続的な発展を支える社会基盤として、合理的かつ効率的な経営が求められる。同時に、大規模災害等に備えた強靱な施設への改築・更新を計画的に推進しなければならない。

今後においても長期的な視点に立ち、将来にわたり安全・安心な上下水道を構築するとともに、健全な経営の維持に努め、市民生活の向上に寄与されたい。

1. 水道料金

(1) 料金算定期間の設定

算定期間：5年（R8～R12年度）

「水道料金の算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当」との規定に準拠

出典：『水道料金算定要領（公益社団法人日本水道協会）』

(2) 改定率案比較表

改定案	改定率	改定額	値上額	収益的収支予測
現行	—	3,500円	—	R8年度赤字
改定案①	8%	3,780円	280円	R11年度末までの4年間黒字維持
改定案②	12%	3,900円	400円	R12年度末までの5年間黒字維持
改定案③	15%	4,010円	510円	R13年度末までの6年間黒字維持

※改定額は月20m³使用時の一般家庭用料金（税込・口径13mm・メーター使用料含）

(3) 料金体系案比較表

改定率12%	改定内容	基本料金 (税込)	20m ³ 料金 (税込)	R12年度料金 収入見込	R12年度予測 経常損益
現行料金	—	1,390円	3,500円	569,690千円	赤字
パターン①	全口径13mm～100mmごとの 基本料金のみ改定	1,830円	3,940円	638,052千円	5,126千円
パターン②	全口径13mm～100mmごとの 基本料金と超過水量単価改定	1,540円	3,900円		
パターン③	超過水量単価のみ改定	1,390円	4,090円		

※金額はいずれも口径13mm・メーター使用料含

(4) 料金単価比較表（税抜）

一般用	基本料金		9 m ³ ～20 m ³		21 m ³ ～50 m ³		51 m ³ ～	
	0 m ³ ～8 m ³		現行	改定	現行	改定	現行	改定
	現行	改定						
13mm	1,200	1,340	160	179	210	235	283	317
20mm	1,300	1,460						
25mm	2,500	2,800						
40mm	5,000	5,600						
50mm	7,500	8,400						
75mm	10,000	11,200						
100mm	20,000	22,400						

湯屋用	基本料金		151 m ³ ～	
	0 m ³ ～150 m ³		現行	改定
40mm	現行	改定		
		14,000	15,680	157

2. 下水道使用料

(1) 使用料算定期間の設定

算定期間：5年（R8～R12年度）

「下水道使用料の算定期間は一般的には3年から5年程度に設定することが適当」との規定に準拠

出典：『下水道使用料算定の基本的考え方（公益社団法人日本下水道協会）

(2) 改定率案比較表

改定案	改定率	改定額	値上額	汚水処理経費回収率
現行	-	3,060円	-	-
改定案①	11.6%	3,410円	350円	算定期間の平均回収率67% (5年平均でR7年度予測回収率を維持)
改定案②	16.6%	3,560円	500円	算定期間の平均回収率70% (5年平均でR6年度回収率を維持)
改定案③	24.0%	3,790円	730円	算定期間最終年に回収率70% (R12年度にR6年度回収率を維持)
改定案④	66.7%	5,100円	2,040円	算定期間の平均回収率100% (不足財源なし)

※改定額は月20㎡使用時の一般家庭用使用料（税込）

(3) 使用料体系案比較表

改定率16.6%	改定内容	基本使用料 (税込)	20㎡使用料 (税込)	R8～R12 使用料収入	基本使用料 収入見込	超過使用料 収入見込
	-	1,010円	3,060円	18.4億円	5.8億円	12.6億円
パターン①	基本使用料のみ改定 超過使用料は現行と同様	1,540円	3,590円	21.4億円 +3.0億円	8.8億円 +3.0億円	12.6億円 -
パターン②	改定率を一律に上乗せ	1,180円	3,560円	21.4億円 +3.0億円	6.8億円 +1.0億円	14.6億円 +2.0億円
パターン③	超過使用料のみ改定 基本使用料は現行と同様	1,010円	3,640円	21.4億円 +3.0億円	5.8億円 -	15.6億円 +3.0億円
パターン④	基本使用料と超過使用料 を均等に引き上げ	1,270円	3,610円	21.4億円 +3.0億円	7.3億円 +1.5億円	14.1億円 +1.5億円

(4) 使用料単価比較表（税抜）

基本使用料		9㎡～10㎡		11㎡～20㎡		21㎡～30㎡		31㎡～40㎡		41㎡～50㎡		51㎡～			
0㎡～8㎡		現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定		
現行	改定	920	1,162	136	158	159	181	176	198	194	216	212	234	224	246

※ 湯屋は30㎡までは同額、31㎡以上は50円/㎡

八幡浜市上下水道使用料等検討委員会開催状況

項目	開催日等	検討内容等
第1回	令和7年10月9日（木）14:00～ 保内庁舎3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・会長選出 ・上下水道事業の現状と課題について
第2回	令和7年10月31日（金）13:30～ 八幡浜庁舎ロビー前出発	<ul style="list-style-type: none"> ・現地視察（八幡浜浄化センター・神越ポンプ場・川之内浄水場）
第3回	令和7年11月18日（火）14:00～ 保内庁舎3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料水準の検討（改定率の検討等）
第4回	令和7年12月22日（月）14:00～ 保内庁舎3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料水準の検討 （改定率の決定・使用料体系の検討等）
第5回	令和8年1月30日（金）14:00～ 保内庁舎3階大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・使用料水準の検討 （使用料体系の検討・決定等） ・報告書（案）について
第6回	令和8年2月13日（金）14:00～ 八幡浜庁舎5階501会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書（案）のとりまとめ

八幡浜市上下水道使用料等検討委員会名簿

No	氏名	役職名	区分
1	木下 恵介	八幡浜市公民館連絡協議会会長	公的団体
2	和田 泰則	八幡浜市老人クラブ連合会会長	〃
3	河野 良典	八幡浜市PTA連合会会長	〃
4	水本 沙織	八幡浜市PTA連合会副会長	〃
5	小笠原栄治	西宇和農業協同組合代表理事理事長	〃
6	堀口 栄樹	八幡浜商工会議所会頭	〃
7	山内 裕司	保内町商工会会長	〃
8	二宮 将栄	八幡浜青年会議所理事長	〃
9	菊地 千鶴	八幡浜市女性団体連絡協議会会長	〃
10	曾我 澄子	八幡浜市食生活改善推進協議会会長	〃
11	村上 昇治	八幡浜市管工事業協同組合代表理事	上下水道事業
12	田中 繁則	副議長	市議会
13	菊池 司郎	副市長	行政